平成２８年（フ）第９８号
さいたま市西区大字西遊馬1348番地15　クレール大宮　302号
破産者　斉藤　　庸
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５９３号
川崎市高津区諏訪１丁目６番４号
破産者　栗栖　良二
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
川崎市宮前区馬絹538－１　馬絹ハイツ408、住民票上の住所福岡市城南区七隈４丁目26番11号
破産者　津留登志夫
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
川崎市高津区久末1491番地９　バースシティー日吉台　406、開始決定時の住所川崎市高津区子母口426番地１　ライオンズガーデン武蔵中原　117
破産者　麻生　義和
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７３号
川崎市麻生区千代ケ丘３丁目３番地15　パークヒルズ昌栄　202
破産者　石沢　俊之
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
川崎市高津区諏訪２丁目14番18号　ラリグラース　103
破産者　吉元　由紀
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
川崎市宮前区水沢３丁目１番14号　緑コーポ高嶺　103
破産者　古城　洋平
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
川崎市麻生区片平２丁目19番18号　パーシモン　203、前住所川崎市麻生区片平４丁目２番11号　グリーンパーク　102
破産者　下村　哲司
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３８号
川崎市宮前区東有馬２丁目35番13号　テラスハウス原田　Ａ、前住所川崎市中原区井田１丁目32番15号　平出ハイツ　202
破産者　渡邉　裕満
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
川崎市幸区南幸町２丁目33番地３　ＳＰＡＺＩＯ．Ｋ　106、前住所東京都江戸川区上篠崎２丁目７番19号　富樫ハイツ102
破産者　伏谷　友佑
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
福井県丹生郡越前町米ノ第54号35番地
破産者　道前　幸雄
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
福井市新田塚２丁目７番37号
破産者　髙村　陽子
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
福井市門前２丁目1311番地、旧住所福井市照手４丁目２番５号
破産者　加藤　一二
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
福井市門前２丁目1311番地、旧住所福井市照手４丁目２番５号
破産者　加藤　澄子
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４９４号
名古屋市西区香呑町４丁目65番地　中村ハイツ第５　503号
破産者　竹内　克豊
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６３号
名古屋市東区大幸２丁目６番２号　第２幸荘203号
破産者　大内ゆかり
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７３号
香川県高松市円座町955番地３フレグランス円座102、開始決定時の住所香川県綾歌郡綾川町陶1600番地51
破産者　三木　清治
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係